

条件付き一般競争入札を行うので、尾鷲市会計規則（昭和41年規則第4号）第72条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年4月16日

尾鷲市長 加藤 千速

1 工事概要等

(1) 工事名 尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事

(2) 工事場所 尾鷲市 中村町 地内

(3) 工事概要

- ・既存体育文化会館の増築（既存2366㎡+増築1146㎡）、耐震改修、長寿命化改修（設備、内外装）
- ・既存中央公民館の耐震改修、長寿命化改修（設備、内装）

(4) 工期 市議会議決日 から 令和9年9月30日限り

(5) 予定価格 1,349,491,000円（消費税込）

(6) 最低制限価格 有り

◆今回の工事は、下記計算式により算出し、建築工事Pと機械設備工事Pと電気設備工事Pを合算したものをP（最低制限価格）として設定いたします。

なお「各計算式」により算出の際の端数処理については、 $P/1.10$ 値の万円未満を切り捨てるものとします。

建築工事P = {直接工事費×90%×1.00+共通仮設費×1.00

+ (直接工事費×10%+現場管理費)×0.9+一般管理費等×0.75} ×1.10

機械設備工事P = {(直接製作費+直接工事費)×1.00+(間接労務費+共通仮設費)×1.00

+ (工場管理費+設計技術費+現場管理費+据付間接費)×0.9

+一般管理費等×0.75} ×1.10

電気設備工事P = {機器単体費×0.955+直接工事費×1.00+共通仮設費×1.00

+ (現場管理費+機器間接費)×0.9+一般管理費等×0.75} ×1.10

上記の「計算式」より算出された金額が予定価格の $7.5/10$ を下回る時は $7.5/10$ とする。最低制限価格算出の際の端数処理については、 $P/1.10$ 値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/1.10の $7.5/10$ を下回る場合は、 $7.5/10$ 以上となるように $P/1.10$ 値の万円未満を切り上げるものとする。

(7) 前払金 有り（ただし、前払金の請求を行う場合は「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定する保証会社による前払金保証を受けること。）

2 競争参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次の（１）から（３）に掲げる条件を満たしている者により構成された特定建設工事共同企業体とします。

（１） 公告日現在から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

- ① 建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 尾鷲市入札参加資格者名簿に**建築一式工事**で登録されている者であること。
- ④ 尾鷲市建設工事等指名停止措置要領及び三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- ⑤ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申し立てがなされている場合、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申し立てがなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- ⑦ 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係があるものでないこと。
 - （ア）本工事の設計業務の受託者
東原建築デザイン・金箱構造・スターパイロッツ特定建築設計共同企業体
（株式会社東原建築デザイン研究所・有限会社金箱構造設計事務所・株式会社スターパイロッツ）
 - （イ）受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者に該当する者
 - （Ⅰ）（ア）に掲げる受託者の発行済株式総数の 50%を越える株式を保有し、又はその出資総額の 50%を越える出資をしている建設業者
 - （Ⅱ）建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- ⑧ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

（２） 特定建設工事共同企業体の構成員は次に掲げる要件を満たしていること。

- ① 発注形態 2 者による特定建設工事共同企業体
- ② 特定建設工事共同企業体の代表者となる者
 - （ア）公告日時点で尾鷲市入札参加資格者名簿に（業種「建築一式」）登録された者であること。
 - （イ）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による「建築一式」における特定建設業の許可を有し、「建築一式」について 5 年以上の営業年数がある建設業者であること。
 - （ウ）経営事項審査の建築一式で総合評定値[P]1200 点以上（公告日直近の審査基準日）である県外に本店のある事業者又は、総合評定値[P]900 点以上（公告日直近の審査基準日）である県内に本店のある事業者であること。
- ③ 特定建設工事共同企業体の構成員となる者
 - （ア）公告日時点で尾鷲市入札参加資格者名簿に（業種「建築一式」）登録された尾鷲市に本店を有する者であること。
 - （イ）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による「建築一式」における特定建設業の許可を有し、「建築一式」について 5 年以上の営業年数がある建設業者であること。
 - （ウ）尾鷲市における発注基準で令和 7 年度尾鷲市工事指名資格者の格付けにおいて「**建築 A ランク**」に格付けされている者。

④ 代表者施工実績

単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限り、以下同じ）である元請けとして、平成23年度以降に完成し、かつ、引渡し済みのS造又はRC造又はSRC造の建築物で、延べ面積が2,000㎡以上の新築・増築・改築工事の施工実績を資料提出日において有する者。なお、増築又は改築工事の場合は、当該増築又は改築部分の面積を対象とします。また施工実績の官民の別は問いません。

⑤ 構成員施工実績

施工実績要件なし

⑥ 技術者の資格及び配置

代表者

(1)建設業法第26条及び同法施行令第27条の規定による主任技術者又は監理技術者として、次のいずれかに該当する者の専任を要する。

① 次のいずれかの資格を有する者

- ・一級建築士
- ・一級建築施工管理技士

②建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と認定した者（平成元年建設省告示第128号に規定された者（建築工事業））

(2)専任者は延べ面積が1,000㎡以上の新築・増築・改築工事の施工実績を有する者。

(3)専任者は3ヶ月以上常用的な雇用関係にある者。

構成員

(1)建設業法第26条及び同法施行令第27条の規定による主任技術者又は監理技術者として、次のいずれかに該当する者の専任を要する。

① 次のいずれかの資格を有する者

- ・一級建築士
- ・一級建築施工管理技士

②建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と認定した者（平成元年建設省告示第128号に規定された者（建築工事業））

(2)専任者は3ヶ月以上常用的な雇用関係にある者。

⑦ 結成方法

自主結成とする。

⑧ 出資比率

構成員の出資比率は2者のとき30%以上。

⑨ 代表者の要件

共同企業体の代表者の出資比率は最大であること。

⑩ 有効期限

認定の日から当該工事の請負契約の履行後3ヶ月とする。ただし、落札者以外の者にあつては、当該工事に係る契約の相手が確定した日までとする。

(3) 次に掲げる条件を満たしている特定建設共同企業体であること。

特定建設工事企業体の各構成員は、本工事に建設業法第 26 条及び同法施行令第 27 条の規定による主任技術者又は監理技術者で次の基準を満たす者を、開札日までに専任で配置できること。

- ① 特定建設工事共同企業体の代表者が配置する監理技術者は、一級建築士又は、一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
- ② 特定建設工事共同企業体の構成員が配置する主任技術者又は監理技術者は、一級建築士又は、一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
- ③ 監理技術者にあつては、建築一式に係る監理技術者資格証を有すること。ただし、平成 16 年 3 月 1 日以降に交付された監理技術者資格証を有する者は、監理技術者講習修了証を有すること。
- ④ 本工事の競争参加申請書の提出以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、若しくは緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

3 設計図書並びに仕様書

設計図面、設計内訳書並びに仕様書（以下「設計図書」といいます。）は尾鷲市ホームページにて閲覧。
なお、設計図書等については、尾鷲市ホームページからもダウンロードしていただけます。

4 設計図書等に対する質問の方法及び期限

(1) 提出方法

Eメールで提出して下さい。（電話、口頭など個別では受けつけません）
提出後は必ず受信確認を行って下さい。

(2) 提出期限

令和 8 年 4 月 16 日（木）から令和 8 年 4 月 28 日（火）までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分まで

(3) 提出場所

〒519-3696 三重県尾鷲市中央町 10 番 43 号
尾鷲市財政課管財・検査係
電話 0597-23-8142
電子メール zaimul@city.owase.lg.jp

5 質問に関する回答

令和 8 年 5 月 1 日（金）に尾鷲市ホームページに掲載します。

6 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、以下の提出書類を書面により提出して、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

期限までに申請書を提出しない者または競争参加資格がないと認められた者は入札に参加できません。

(1) 提出書類（※尾鷲市ホームページよりダウンロードして下さい。）

- ① 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- ② 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 3 号）の写し
- ③ 使用印鑑届（様式第 4 号）
- ④ 委任状（様式第 5 号）
- ⑤ 工事の施工実績（様式第 6 号）〔2の(2)の④が確認できる施工実績を記載してください。〕

⑥ 配置予定の技術者の資格（様式第7号）〔2の（3）の①～④が確認できるものを記載してください。〕

複数の配置予定技術者を記入することができます。ただし、様式第7号記載の配置予定技術者の追加差替は認めません。

なお、配置予定技術者の国家資格の合格証又は免許証の写しを添付してください。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格証の写しを添付してください（平成16年3月1日以降に交付された監理技術者証を有する場合は監理技術講習修了証の写しも併せて添付してください。）

代表者に関しては、専任者の延べ面積が1,000㎡以上の新築・増築・改築工事の施工実績が分かる書類を添付してください。

また、配置予定技術者が本工事の競争参加申請書の提出日以前の3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類を添付してください。

⑦ 建設業許可証明書等の写し（全ての構成員の建設業許可を示した書類）

⑧ 経営事項審査結果通知の写し（全ての構成員）

経営事項審査結果は、公告日直近の審査基準日が確認できる結果通知書

⑨ 事業所（または受任先）所在地のすべての税にかかる完納証明書

⑩ 法人税、消費税及び地方消費税の未納税額のない証明書

（2）提出期間

令和8年4月16日（木）から令和8年5月8日（金）の午前11時00分まで。

（平日の閉庁時間、土曜日、日曜日を除きます。）

（3）提出場所

〒519-3696 三重県尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市財政課管財・検査係

電話 0597-23-8142

（4）競争参加資格確認申請にかかる注意事項

① 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

② 提出された添付書類は、本工事の競争参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。

③ 提出された添付資料は、返却しません。

④ 申請時に提出されたすべての提出書類の差し替え、再提出は認めません。

ただし、2の（3）の④の但し書きについてはこの限りでない。

7 競争参加資格の決定

令和8年5月11日（月）までに、参加資格の有無について、競争参加資格審査確認通知書（様式第8号）により通知します。

なお、参加資格がないと通知された者は、書面（持参）により理由の説明を求めることができます。

① 提出期限

令和8年5月13日（水）午前8時30分から午後4時00分まで

② 提出場所

〒519-3696 三重県尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市 財政課 管財・検査係

電話 0597-23-8142

③ 回答方法

令和8年5月14日（木）までに書面により回答します。

8 入札（開札）の日時及び場所

(1) 入札（開札）日時

令和8年5月18日（月）午前11時00分

(2) 入札（開札）場所

尾鷲市役所別館 教育委員会 3階会議室

9 入札保証金 入札保証金は免除とする。

10 入札方法

(1) 入札者の宛名は市長宛とし、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら投函する。

(2) 代理人が入札する場合には、つぎのとおり取り扱うものとする。

① 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出する。なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。

② 代理人が、入札者本人の住所、氏名（企業体にあつては、企業体の所在地、名称及び代表者氏名）が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出を必要としない。

(3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(4) 入札執行回数は、1回とする。

(5) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行う。

(6) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札執行時に次の書類を持参してください。

本工事に係る競争参加資格審査確認通知書（様式第8号）（写し可）（提示を求める場合があります。）

11 工事費内訳書の提出について

(1) 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に同封してください。

提出のあった工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当する者の入札については、会計規則第78条第5号の規定により無効とします。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とする場合があります。

① 工事費内訳書を提出しないもの

② 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの

③ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

[注] 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

④ 記載すべき項目が欠けているもの

⑤ その他不備があるもの

(2) 工事費内訳書は、返戻しません。

1.2 入札の無効

次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 虚偽の申請を行った者が入札したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (5) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 入札条件に違反した入札があったとき。
- (7) 入札者又はその代理人が定刻までに入札書を投函しないとき。(入札参加者確認ができないとき。)
- (8) 入札者又はその代理人がその提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をしたとき。
- (9) 入札書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
- (10) 予定価格を超える金額の入札をしたとき。
- (11) 事前審査による参加資格の通知により参加資格を有するとされた者であっても、入札執行後の審査により参加資格を有しないことが決定したとき。
- (12) 工事費内訳書が次のいずれかに該当するとき。
 - ① 工事費内訳書を提出しないとき。
 - ② 工事費内訳書の合計金額(税抜き)と入札価格が一致していないとき。
 - ③ 工事費内訳書に一括値引き、減額の項目が計上されているとき。
 - ④ 工事費内訳書に記載すべき事項が欠落しているとき。
 - ⑤ その他、工事費内訳書に不備があるとき。
- (13) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

※ 競争参加資格を確認された者であっても、公告日から落札決定日までの間において尾鷲市建設工事等指名停止措置要領及び三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受けている者、2の(1)及び(2)に掲げる条件を満たしていない者は、競争に参加する資格がない者に該当します。

1.3 入札の失格

次の各号の一に該当するときは、その者の入札は失格とします。

- ① 最低制限価格を下回る金額で入札をしたとき。
- ② 提出した工事費内訳書の不明な点を説明しないとき。
- ③ その他適正な入札の執行を妨げたとき。

1.4 入札の辞退届

入札参加資格確認通知書により入札参加資格の決定を受けた者であっても、入札書の投函前においては、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届を提出することにより入札を辞退することができるものとします。

1.5 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取り止めることがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

1.6 落札者の決定

- (1) 尾鷲市会計規則 74 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とします。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とすることがあります。
- (2) 落札候補者となるべき同額の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじにより落札候補者を決定します。
- (3) 落札候補者を決定したときは、入札会場で開札の立ち会い者に発表します。
- (4) 尾鷲市談合情報対応マニュアル第 2 に該当する談合情報があった場合は、入札の延期や中止、契約締結の保留等、マニュアルに基づいた措置及び調査を実施します。
- (5) 落札候補者決定後、工事費内訳書を確認ののち、不備等がなければ落札候補者に改めて落札決定の通知を行い落札者としてします。なお、落札候補者の工事費内訳書に不備があった場合は、その入札書は無効となり、二番札又はくじによる場合は次順の者を落札候補者としてします。

1.7 契約関係

(1) 契約の締結

落札決定後、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、当該請負者の施工能力等（施工計画、資金計画等を含む）を判断し、契約を締結しないことがあります。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は資格（指名）停止を受けた場合には、契約を締結しないことがあります。

(2) 変更契約

契約後の設計変更の際には、契約時の請負比率で変更請負額を算定します。

(3) 支払条件

①本契約は、令和 8 年度を初年度とする 2 ヶ年（令和 8 年度から令和 9 年度）に渡る債務負担契約となります。

②各年度の年度割額は、令和 8 年度分として約 40%、令和 9 年度分として約 60%としています。ただし、予算の都合上、変更する場合があります。

③前払金は、当該年度分に対して支払うものとしますが、令和 9 年度分の前払金については、令和 8 年度の年度割額分を履行し、その支払いを受けた後でないと請求できません。

④前払金 有り

⑤中間前払金 有り

※但し、前払金、中間前払金の請求を行う場合は「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）」に規定する保証会社による保証を受けること。

⑥部分払 有り

※「中間前払金」と「部分払」はどちらかの選択になります。合わせて請求はできませんのでご注意ください。

※部分払いの割合は、尾鷲市会計規則（昭和 41 年 5 月 28 日規則第 4 号）の定めるところとし、回数は 2 回を限度とします。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の30以上の金額とします。その他の事項は尾鷲市会計規則に定めるところによるものとします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 本工事は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年尾鷲市条例第17号)

第2条に基づく尾鷲市議会の議決を要するため、落札決定後に落札者と仮契約を締結し、尾鷲市議会の議決を得たとき、その仮契約を本契約に切り替えるものとします。

1.8 火災保険付加の要否

要

1.9 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります

2.0 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合には、尾鷲市建設工事等資格(指名)停止措置要領により、資格(指名)停止を行います。

2.1 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

2.2 その他

本公告の他、関係法令及び尾鷲市会計規則等によるものとします。

2.3 本公告に関する問い合わせ

〒519-3696 三重県尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市 財政課 管財・検査係

電話 0597-23-8142

電子メール zaimu1@city.owase.lg.jp